

愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約を次のとおり変更する。よって同法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 2 項の規定に基づき、その旨及び規約を告示する。

令和 7 年 8 月 20 日

一宮市長 中野 正康

愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の一部を変更する規約

愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

現行	改正後
(執務場所) 第4条 審査会の執務場所は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 幹事市が一宮市のときは、 <u>一宮市古金町一丁目3番地</u> 一宮市保健所内 (4) 略	(執務場所) 第4条 略 (1)・(2) 略 (3) 幹事市が一宮市のときは、 <u>一宮市和光二丁目1番36号</u> 一宮市保健所内 (4) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規約は、令和7年11月1日から施行する。